

要望事項（優先順位 3）

学区内でのボール遊びができる公園の確保とトイレの設置

要 旨

近年、子どもの体力低下が問題視されていますが、子どもが放課後に自由に遊べる場所がないことも要因の一つであると思われます。

明德学区内には、小規模の公園が12箇所余りありますが、子どもがボール遊び等をして自由に遊べる公園がありません。

例えば、現在ある忠在地公園の北側半分をフェンスで囲めば、ボール遊び等ができるので、使用時のルールを決め、（対象年齢やボールの素材等）自己責任にて安全に利用できるような公園の確保を要望します。

また、この公園は利用者が多いので、トイレの設置についても強く要望します。

**回 答
（建設局）**

市内には、開園から50年以上が経過し老朽化した公園が100箇所以上あり、多くの公園施設の更新が必要となるなど、公園の整備に関し多数の御要望をいただいている中、皆様からの御要望に十分にお応えできていない状況にあります。

このような状況の中、北側広場へのフェンスの新設や、新たにトイレを整備することについては長期的な検討課題であると考えています。

地域の皆様におかれましては、御不便をおかけいたしますが、何卒御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

また、本市が管理する公園でのボール遊びについては、バットの使用やチームで行う野球やサッカー等は認めておりませんが、幼児や小学生が少人数で行うボール遊びは認めております。

明德学区内の一部の公園については、平成26年当時、近隣住民の方から子どもたちの公園でのボール遊びに関し度々苦情を受けていたことから近隣住民の方が安心して過ごせるよう、注意看板の一部分（小学生以下のボール遊びのみは認める記載）を伏せることとしておりました。

しかしながら、球技に係る取扱いを含む一般的かつ最低限の公園利用のルールは、本市が管理するすべての都市公園において共通であり、当該公園に限ったルールについては改めて近隣住民に説明したうえで、従来の取扱いに戻すこととし、当該看板についても元に戻すことといたしました。

明德小学校においては、当初校区内の公園全てを一律禁止したものではありませんでしたが、低学年も含めた小学生に公園での遊び方を区別させることは難しく、当該公園でのボール遊び禁止を徹底させるため、全面禁止とするとともに、代替として、放課後等における校庭開放に積極的に取り組んできたところです。

今回のボール遊びに関する取扱いを踏まえ、学校からも児童や保護者の皆さまに新たな取扱いを周知するとともに、ルールに則した活用の仕方（バット禁止、チームでの野球・サッカーの禁止など）について丁寧に周知を図ってまいります。